

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町
合 併 協 議 会

第 9 回建設・産業小委員会

日 時 : 平成 1 4 年 1 2 月 1 1 日 (水)

場 所 : 網野町 あみの図書館

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 協議第 1 号 7 農業委員会の定数及び任期の取扱いに関すること

(2) 協議第 2 号 19 - 28 農林水産事業の取扱い(その7)

(3) 協議第 3 号 19 - 29 商工観光事業の取扱い(その5)

(4) 次回の議題について

- ・ 協定項目の協議について

(5) 次回の小委員会の予定について

第9回建設・産業小委員会

日 時：平成15年1月16日(木)午後1時30分から

場 所：久美浜町 福祉センター 会議室

3 その他

第9回 建設・産業小委員会

協議第1号

7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する事

平成14年12月11日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関すること					整理番号	専門部会名	農林水産部会
項 目	現 況							
	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町		
1 現在の農業委員の定数及び任期	委員の定数等 選挙委員定数16名 選挙委員 15名 選任委員 5名 議会推薦 3名 農協推薦 1名 共済推薦 1名 任期 平成13年9月24日 ~平成16年9月23日	委員の定数等 選挙委員定数16名 選挙委員 16名 選任委員 7名 議会推薦 5名 農協推薦 1名 共済推薦 1名 任期 平成14年7月20日 ~平成17年7月19日	委員の定数等 選挙委員定数16名 選挙委員 15名 選任委員 4名 議会推薦 2名 農協推薦 1名 共済推薦 1名 任期 平成13年6月5日 ~平成16年6月4日	委員の定数等 選挙委員定数15名 選挙委員 14名 選任委員 5名 議会推薦 3名 農協推薦 1名 共済推薦 1名 任期 平成14年1月18日 ~平成17年1月17日	委員の定数等 選挙委員定数16名 選挙委員 16名 選任委員 5名 議会推薦 3名 農協推薦 1名 共済推薦 1名 任期 平成14年7月20日 ~平成17年7月19日	委員の定数等 選挙委員定数16名 選挙委員 16名 選任委員 7名 議会推薦 5名 農協推薦 1名 共済推薦 1名 任期 平成13年3月12日 ~平成16年3月11日		

市町村合併に伴う農業委員会の取扱い（新設合併の場合）

区 分	選 挙 委 員			選任委員	備 考 (要件等)	備 考 (根拠法令)	
	選出方法等	定 数	任 期				
合併後の新市町村に1つの農業委員会を置く場合	原則	新たに選挙	条例で定める数	3年	新たに選任	農業委員会等に関する法律第3条、第7条、第15条における各第1項	
	在任特例	存続。ただし右記の定数を超えるときは、選挙委員全員で互選	協議により80を超えず10を下らない範囲で定めた数	合併後1年を越えない範囲で協議で定める期間	新たに選任	農業委員会等に関する法律第3条第1項、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項、第2項	
合併後の新市町村に2以上の農業委員会を置く場合	従前の区域と異なった区域ごとに委員会を置く場合	原則	各委員会ごとに選挙	各委員会ごとに条例で定める数	3年	新たに選任	新市町村の区域面積24,000haまたは、農地面積7,000haを超えること
		在任特例	存続。ただし、右記の定数を超えるときは選挙委員全員で互選	協議により80を超えず10を下らない範囲で定めた数	合併後1年を越えない範囲で協議で定める期間	新たに選任	新市町村の区域面積24,000haまたは、農地面積7,000haを超えること
	従前の区域ごとに委員会を置く場合	特例	従前の町の委員は、それぞれ新委員会の委員となって存続	従前の定数	従前の各委員会の委員の残任期間	従前の町の委員は、それぞれ新委員会の委員となって存続	新市町村の区域面積24,000haまたは、農地面積7,000haを超えること

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて	整理番号	専門部会名	農林水産部会
課 題		調 整 結 果		
<p>合併後の新市に、1つの農業委員会を置く。 合併後の新市に、複数の農業委員会を置く。 2つの選択があり、それぞれに、選挙委員の在任特例等を使う、使わない等の選択肢がある。</p>		<p>(案) 農業委員会委員の定数及び任期については、新市に1つの農業委員会を置き、6町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後3箇月間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。 ただし、引き続き合併後の新市の選挙委員として在任する委員は30人とする。</p>		
小委員会確認期日		協議会確認期日		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目		7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関すること			整理番号	専門部会名	農林水産部会
		現			況		
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
2 選挙区の設置について 選挙区の設置	市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、政令で定める基準に従い、条例で、農業委員会の区域を分けて二以上の選挙区を設けることができる。	同左	同左	同左	同左	同左	
<p>農業委員会等に関する法律 (選挙の単位) 第十条の二 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。 2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて二以上の選挙区を設けることができる。 3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。 4 第二項の規定により農業委員会の委員の選挙につき選挙区が設けられた場合において、選挙人の所属の選挙区は、その住所による。</p>							
選挙区の委員定数	各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。	同左	同左	同左	同左	同左	
選挙区の設置基準	二以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が五百ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が六百以上となるようにしなければならない。	同左	同左	同左	同左	同左	
<p>農業委員会等に関する法律施行令 (選挙区の基準) 第五条 法第十条の二第二項の規定により農業委員会の区域を分けて二以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が五百ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が六百以上となるようにしなければならない。</p>							
根拠条例・要綱・規則等	農業委員会等に関する法律 農業委員会等に関する法律施行令	同左 同左	同左 同左	同左 同左	同左 同左	同左 同左	同左 同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて	整理番号	専門部会名	農林水産部会
課 題		調 整 結 果		
<p>農業委員は地域の特性を反映する必要がある。</p>		<p>(案)</p> <p>在任特例期間終了後の農業委員会の選挙による委員の選挙は、選挙区を設ける。 ただし、選挙区の区域及び各選挙区において選挙すべき委員の定数については、新市において調整する。</p>		
		小委員会確認期日	協議会確認期日	

第9回 建設・産業小委員会

【参考資料】

7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する事

平成14年12月11日提出

<先進事例>

新市町村名	合併市町村	合併(予定)年月日	区域面積	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
岩手県 北上市	北上市・和賀町・江釣子町	H3.4.1	437.55 km ²	新市に1つの農業委員会を置き、3市町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。 また、選任による委員は、農業協同組合及び農業共済組合推薦委員が5人、議会推薦委員5人とする
東京都 あきる野市	秋川市・五日市町	H7.9.1	73.34 km ²	新市に1つの農業委員会を置き、2市町の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として存在する。
兵庫県 篠山市	篠山町・西紀町・丹南町・今田町	H11.4.1	377.61 km ²	農業委員会については合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間、引き続き市町の農業委員会の選挙による委員として在任する。
埼玉県 さいたま市	浦和市・大宮市・与野市	H13.5.1	168.33 km ²	3市の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
東京都 西東京市	田無市・保谷市	H13.1.21	15.85 km ²	農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
香川県 さぬき市	津田町・大川町・志度町・寒川市・長尾町	H14.4.1	169.94 km ²	農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成14年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
香川県 東かがわ市	引田町・白鳥町・大内町	H15.4.1	153.19 km ²	農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成16年3月31日まで引き続き新町の農業委員として在任する。
岐阜県 山県市	高富町、伊自良村、美山町	H15.4.1	222.04 km ²	農業委員会の委員の定数及び任期については、新市に一つの農業委員会を置き、3町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後平成15年9月30日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。
山梨県 南アルプス市	八田村、白根町、芦安村、若草町、榎研畑、甲西町	H15.4.1	263.46 km ²	農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成15年11月30日まで引き続き新市の農業委員会の委員として在任する。
静岡県 静岡市	静岡市、清水市	H15.4.1	1,373.85 km ²	新市に一つの農業委員会を置き、両市の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
熊本県 あさぎり町	上村・免田町・岡原村・須恵村・深田村	H15.4.1	159.49 km ²	新町の農業委員会の委員の定数及び任期については、農業委員会等に関する法律に基づき、合併の日から50日以内に設置選挙を行うこととし、選挙委員の定数は20名とする。
長崎県 対馬市	巖原町・美津島町・豊玉町・峰町・上泉町・上対馬町	H16.3.1	708.47 km ²	農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員については、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在職する。なお、選挙による委員の定数は、新市において調整する。また、報酬の額は合併時に調整する。

農業委員の定数基準資料

(2000年センサス)

町村名	区 分			
	区域面積 (全域 km ²)	農地面積 (全域 ha)	農家数 (10a以上耕作)	生産法人数 (10a以上耕作)
峰山町	67.45	653	771	1
大宮町	68.93	631	664	3
網野町	75.07	518	516	3
丹後町	64.96	406	539	0
弥栄町	80.38	551	567	3
久美浜町	145.04	1,198	1,469	1
計	501.83	3,957	4,526	11

近隣農業委員の状況

H14.1.1現在

町村名	農 業 委 員	選 挙	選 任	
			議会推薦	農協推薦 共済推薦
綾部市	36	29	5	2
舞鶴市	33	26	5	2
福知山市	30	22	5	3
宮津市	23	18	3	2

(2000年センサス)

町村名	区 分		
	区域面積 (全域 km ²)	農地面積 (全域 ha)	農家数 (10a以上耕作)
綾部市	347.11	2,122	3,555
舞鶴市	342.11	1,146	2,831
福知山市	264.24	1,986	3,459
宮津市	169.31	590	1,120

農業委員会委員の定数及び任期に関する法令

【法令】

農業委員会等に関する法律

第3条〔設置〕

- 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。
- その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。
 - 前項の規定により、その区域を2以上に分けてその区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、都道府県知事に承認を受け、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。
 - 前項に規定する市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を廃止して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。
 - その区域内の農地面積が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の農業委員会を置かないことができる。
 - 市町村長は、第2項の場合にあつては書く農業委員会の名称及び区域を、第3項又は第4項の場合にあつてはその区域に変更があつてはその区域に変更があつた農業委員会又は新たに設置された農業委員会の名称及び区域を、前項の場合にあつては農業委員会を置かないこととした旨を公告するとともに、都道府県知事にこれを通知しなければならない。

第7条〔選挙による委員〕

- 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。
- 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行ふことができない。

第12条【選任による委員】

- 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。
- 省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事各1人
 - 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所挙に属する事項につき学識経験を有する者5人以内

第15条〔委員の任期〕

- 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなったときはそのなくなった日の翌日から、それぞれ起算する。
- 補欠委員は、前任者の残任期間在任する。
 - 選挙による委員は、前条の規定による解任及び第19条の規定による解散の場合を除き、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。
 - 第12条の規定により選任された委員は、一般選挙により選任された委員の任期満了の日（選挙された委員の全員がすべてなくなったときは、そのなくなった日）まで在任する。
 - 第12条の規定により選任された委員のうち団体の推薦にかかるときは、当該委賞を推薦した団体の理事でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

第34条〔境界の変更の場合の特例〕

- 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。
- 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包括することとなった市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなった区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

農業委員会等に関する法律施行令

第2条の2〔選挙による委員の定数の基準〕

農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上覧に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

	区 分	定数の基準
1	(1) その区域内の1,300ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人の数の合計数が1,100以下の農業委員会	20人以下
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下
3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農家数が6,000を超える農業委員会	40人以下

市町村の合併に関する法律

第8条〔農業委員会の委員の任期等に関する特例〕

市町村の合併の際合併市町村の農業委員会の選挙による委員で当該市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

- (1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間
 - (2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間
- 2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律第7条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数にいたるまで減少するものとする。
- 3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその区域に農業委員会を置く場合又は同法第53条第1項の規定により地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という)である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。
- 4 第6条溝8項の規定は、第1項の協議について準用する。

第9回 建設・産業小委員会

協議第2号

19-28 農林水産業の取扱い(その7)

平成14年12月11日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-28 農林水産業の取扱い					整理番号		専門部会名	農林水産部会
分類	1 農業の取扱い 国営農地開発事業					分科会名	農業分科会		
現況									
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町			
1 国営事業負担金	規定償還 3年据え置き12年元利金等年賦償還の15年償還(年利5%) 東部地区 平成15年4月1日償還開始 西部地区 平成13年7月31日償還開始								
・町負担金 (H14.10.1現在)	負担額 236,000千円 町有地負担分 0千円	負担額 410,000千円 町有地負担分 5,000千円	負担額 558,000千円 町有地負担分 1,000千円 償還済み 62,000千円 (西部)	負担額 203,000千円 町有地負担分 0千円	負担額 900,000千円 町有地負担分16,000千円	負担額 541,000千円 町有地負担分 0千円 償還済み 100,000千円 (西部)			
	計 236,000千円	計 415,000千円	計 496,000千円	計 203,000千円	計 916,000千円	計 441,000千円			
<参考>									
受益者負担金 (H14.10.1現在)	農地造成 220,000千円 区画整理 55,000千円 計 275,000千円	農地造成 331,000千円 区画整理 185,000千円 計 516,000千円	農地造成 578,000千円 区画整理 80,000千円 償還済み 58,000千円 (西部) 計 600,000千円	農地造成 85,000千円 区画整理 1,000千円 計 86,000千円	農地造成 743,000千円 区画整理 209,000千円 計 952,000千円	農地造成 597,000千円 区画整理 137,000千円 償還済み 727,000千円 (西部) 計 7,000千円			
根拠条例	峰山町国営丹後土地改良事業負担金徴収条例・施行規則	大宮町国営丹後土地改良事業負担金徴収条例・施行規則	網野町国営丹後土地改良事業負担金徴収条例・施行規則	丹後町国営丹後土地改良事業負担金徴収条例・施行規則	弥栄町国営丹後土地改良事業負担金徴収条例・施行規則	久美浜町国営丹後土地改良事業負担金徴収条例・施行規則			

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 28 農林水産業の取扱いについて	整理番号	専門部会名	農林水産部会
分類	1 農業の取扱い 国営農地開発事業		分科会名	農業分科会
課 題		調 整 結 果		
1 国営事業負担金 造成面積等による負担金の差異		(案) 1 国営事業負担金 新市に引き継ぐ		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19-28 農林水産業の取扱い			整理番号		専門部会名	農林水産部会
分類	1 農業の取扱い 国営農地開発事業					分科会名	農業分科会
現 況							
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
2 入植者対策事業 (町単独事業)	<u>峰山町営農者入植促進対策補助事業</u> ・事業内容 営農者確保のため営農者に小作料の一部を補助 (地主以外の営農者) ・14年度予算額 600千円 <u>峰山町新規入植者住宅支援補助事業</u> ・事業内容 新規入植者に住宅家賃の補助 (町外からの新規就農者) ・14年度予算額 120千円 ・根拠条例 峰山町国営団地新規就農者住宅支援補助金交付要綱				<u>弥栄町町外入植希望登録制度</u> ・制度内容 営農者の確保を図るため、要件に該当する入植希望者を登録 (現在12家族入植) ・根拠条例 弥栄町国営農地開発事業町外入植希望者等登録制度実施要領(平成元年11月24日より適用) <u>貸付用農家住宅整備事業</u> ・事業内容 営農者確保のための住宅整備 (要件に該当する町外入植者) ・14年度予算額 1,286千円 ・根拠条例 農家用貸付住宅施設の設置及び管理に関する条例		
3 土づくり対策事業 (町単独事業)		<u>大宮町土づくり対策補助事業</u> ・事業内容 国営事業で造成した畑地の生産性の向上を図る (営農組合へ) ・14年度予算額 1,828千円 ・根拠条例等 国営農地開発地力増進対策事業補助金交付要綱	<u>網野町土づくり対策補助事業</u> ・事業内容 国営造成畑、砂丘畑、基盤整備田等における土づくりを支援 (JAから堆肥を購入した営農者) ・14年度予算額 1,000千円 ・根拠条例等 網野町土づくり促進対策事業補助金交付要綱				
4 団地維持補修、災害復旧対応等	原則丹後土地改良区対応	同左	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 28 農林水産業の取扱いについて	整理番号		専門部会名	農林水産部会
分類	1 農業の取扱い 国営農地開発事業	分科会名		農業分科会	
課 題			調 整 結 果		
<p>2 入植者対策事業（独自事業）</p> <p>峰山町・弥栄町で事業を実施している。</p> <p>峰山町・・・小作料補助、住宅支援補助 弥栄町・・・町外入植者登録制度、貸付用農家住宅整備事業</p>			<p>(案)</p> <p>2 入植者対策事業（独自事業）</p> <p>合併時に一旦事業を廃止し、京都府ふるさとのあすをひらく新規就業支援事業を活用し、新市において住宅確保 研修支援の入植者支援事業を実施する。</p>		
<p>3 土づくり対策事業（独自事業）</p> <p>大宮町・網野町で実施している。</p>			<p>3 土づくり対策事業（独自事業）</p> <p>有機農業推進のため、新市において、土づくり事業を実施する。 事業内容は、新市において調整する。</p>		
<p>4 団地維持補修、災害復旧対応等</p> <p>各町同一の扱いである。</p>			<p>4 団地維持補修、災害復旧対応等</p> <p>現行のまま、新市に引き継ぐ。</p>		
小委員会確認期日				協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19-28 農林水産業の取扱い			整理番号		専門部会名	農林水産部会
分類	1 農業の取扱い 国営農地開発事業			分科会名	農業分科会		
現 況							
項 目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
1 団地別開発状況 (H14.10.1現在)							
団地数(東部地区)	6 団地	5 団地	11 団地	5 団地	12 団地	-	
団地数(西部地区)	-	-	1 団地	-	-	12 団地	
造成面積(東部地区)	56.58 ha	82.14 ha	131.42 ha	23.95 ha	202.35 ha	-	
換地面積	45.61 ha	65.97 ha	102.49 ha	18.53 ha	152.31 ha		
植栽面積	42.32 ha	63.77 ha	98.64 ha	16.43 ha	142.96 ha		
造成面積(西部地区)	-	-	17.00 ha	-	-	155.46 ha	
換地面積			13.86 ha			122.33 ha	
植栽面積			12.72 ha			117.09 ha	
幹線道路				-			
地区内	607 m	4,067 m	1,825 m		5,047 m	1,021 m	
地区外	850 m	1,180 m	75 m		3,783 m	10 m	
全延長	1,457 m	5,247 m	1,900 m		8,830 m	1,031 m	
支線道路A			東部地区・西部地区合計				
地区内	2,867 m	569 m	4,138 m	1,809 m	3,963 m	5,707 m	
地区外	347 m	373 m	753 m	3,202 m	429 m	4,195 m	
全延長	3,214 m	942 m	4,891 m	5,011 m	4,392 m	9,902 m	
支線道路B			東部地区・西部地区合計				
地区内	386 m	2,650 m	4,059 m	524 m	3,810 m	2,919 m	
地区外	0 m	300 m	692 m	210 m	553 m	1,061 m	
全延長	386 m	2,950 m	4,751 m	734 m	4,363 m	3,980 m	
区画整理面積							
換地面積	9.86 ha	33.44 ha	14.53 ha	0.18 ha	37.85 ha	24.47 ha	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 28 農林水産業の取扱いについて	整理番号		専門部会名	農林水産部会
分類	1 農業の取扱い 国営農地開発事業	分科会名		分科会名	農業分科会
課 題			調 整 結 果		
(参考資料)			(参考資料)		

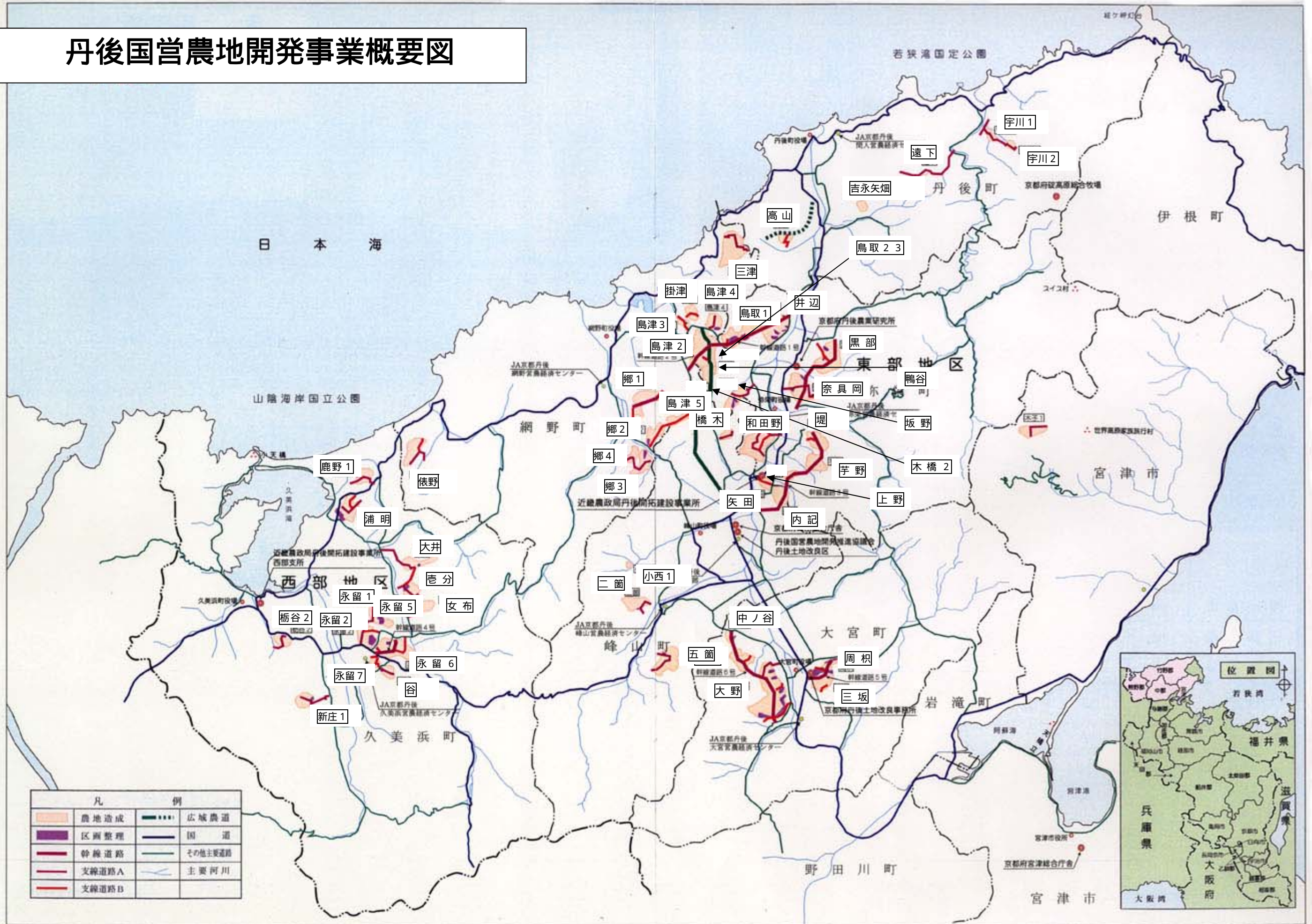
峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-28 農林水産業の取扱い			整理番号		専門部会名	農林水産部会																																												
分類	1 農業の取扱い 国営農地開発事業					分科会名	農業分科会																																												
	現 況																																																		
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町																																													
2 丹後土地改良区	<p>< H14・10・1 現在 ></p> <p>宮津市を含む1市6町の国営農地開発事業の受益者により組織され、設置された施設の維持管理を行う組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 丹後土地改良区 ・土地改良区の所在地 京都府中郡峰山町字丹波 825-1 ・組合員数 2,099人(宮津市 7名・峰山町 200名・大宮町 362名・網野町 331名・丹後町 133名・弥栄町 633名・久美浜町 433名) ・地区面積 農地造成 区画整理 <ul style="list-style-type: none"> 東部地区 517.49 ha 106.72 ha 西部地区 172.46 ha 27.80 ha ・経常賦課金 2,000円/10a 																																																		
3 土地改良区管理施設	<p>< H14・10・1 現在 ></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">工 種</th> <th style="width: 20%;">東部地区</th> <th style="width: 20%;">西部地区</th> <th style="width: 40%;">合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貯水池</td> <td style="text-align: center;">17箇所</td> <td style="text-align: center;">7箇所</td> <td style="text-align: center;">24箇所</td> </tr> <tr> <td>井戸</td> <td style="text-align: center;">10箇所</td> <td style="text-align: center;">7箇所</td> <td style="text-align: center;">17箇所</td> </tr> <tr> <td>揚水機</td> <td style="text-align: center;">36箇所</td> <td style="text-align: center;">18箇所</td> <td style="text-align: center;">54箇所</td> </tr> <tr> <td>溪流取水口</td> <td style="text-align: center;">17箇所</td> <td style="text-align: center;">3箇所</td> <td style="text-align: center;">20箇所</td> </tr> <tr> <td>送水路</td> <td style="text-align: center;">37.5 km</td> <td style="text-align: center;">12.1 km</td> <td style="text-align: center;">49.6 km</td> </tr> <tr> <td>ファームpond</td> <td style="text-align: center;">33箇所</td> <td style="text-align: center;">13箇所</td> <td style="text-align: center;">46箇所</td> </tr> <tr> <td>幹線</td> <td style="text-align: center;">17.5 km</td> <td style="text-align: center;">1.0 km</td> <td style="text-align: center;">18.5 km</td> </tr> <tr> <td>支線</td> <td style="text-align: center;">30.7 km</td> <td style="text-align: center;">15.7 km</td> <td style="text-align: center;">46.4 km</td> </tr> <tr> <td>防災施設(沈砂池等)</td> <td style="text-align: center;">119箇所</td> <td style="text-align: center;">41箇所</td> <td style="text-align: center;">160箇所</td> </tr> <tr> <td>畑かん施設</td> <td style="text-align: center;">382.4 ha</td> <td style="text-align: center;">129.8 ha</td> <td style="text-align: center;">512.2 ha</td> </tr> </tbody> </table>							工 種	東部地区	西部地区	合 計	貯水池	17箇所	7箇所	24箇所	井戸	10箇所	7箇所	17箇所	揚水機	36箇所	18箇所	54箇所	溪流取水口	17箇所	3箇所	20箇所	送水路	37.5 km	12.1 km	49.6 km	ファームpond	33箇所	13箇所	46箇所	幹線	17.5 km	1.0 km	18.5 km	支線	30.7 km	15.7 km	46.4 km	防災施設(沈砂池等)	119箇所	41箇所	160箇所	畑かん施設	382.4 ha	129.8 ha	512.2 ha
工 種	東部地区	西部地区	合 計																																																
貯水池	17箇所	7箇所	24箇所																																																
井戸	10箇所	7箇所	17箇所																																																
揚水機	36箇所	18箇所	54箇所																																																
溪流取水口	17箇所	3箇所	20箇所																																																
送水路	37.5 km	12.1 km	49.6 km																																																
ファームpond	33箇所	13箇所	46箇所																																																
幹線	17.5 km	1.0 km	18.5 km																																																
支線	30.7 km	15.7 km	46.4 km																																																
防災施設(沈砂池等)	119箇所	41箇所	160箇所																																																
畑かん施設	382.4 ha	129.8 ha	512.2 ha																																																

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 28 農林水産業の取扱いについて	整理番号		専門部会名	農林水産部会
分類	1 農業の取扱い 国営農地開発事業	分科会名		分科会名	農業分科会
課 題			調 整 結 果		
(参考資料)			(参考資料)		

丹後国営農地開発事業概要図



凡 例	
	農地造成
	区画整理
	幹線道路
	支線道路A
	支線道路B
	広域農道
	国道
	その他主要道路
	主要河川



第9回 建設・産業小委員会

協議第3号

19-29 商工観光事業の取扱い(その5)

平成14年12月11日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-29 商工観光事業の取扱い			整理番号		専門部会名	商工観光部会
分類	1 商工事業の取扱い 金融制度			分科会名	商工分科会		
現 況							
項目	峰山町	大宮町		網野町	久美浜町		
1 融資制度	不況対策	常設	不況対策	常設	常設		
	峰山町不況対策特別融資制度	大宮町中小企業経営安定化融資制度	大宮町不況対策緊急融資制度	網野町商工業振興融資制度	久美浜町小規模融資制度		
融資対象者	町内に住所を有し事業を行っている個人事業者及び所在地を有する法人事業者で、1年以上同一事業を営む者	町内に事業所を有する中小事業者で、1年以上同種事業を営む者	町内に事業所を有する中小事業者で、1年以上在住し同種事業を営む者	信用保証の対象業種であり、1年以上商工業を営む者	発展に熱意を持っており、返済が確実と認められるもの		
資金使途	設備資金・運転資金	設備資金・運転資金	不況対処事業資金	設備資金・運転資金	設備資金・運転資金		
融資額	1企業 1,000万円以内 ただし、賃機業者は300万円以内 上記は融資減残含む	1企業 500万円以内	1企業 100万円以内	1企業 500万円以内 保証協会保証を要するものは300万円以内(一部除く)	設備資金 1企業500万円以内 運転資金 1企業200万円以内		
融資期間	設備資金：7年 据置期間6ヶ月 運転資金：5年 据置期間6ヶ月	設備資金：7年以内 据置期間6ヶ月 運転資金：5年以内 据置期間6ヶ月	平成13年11月26日から平成14年3月8日5年以内 据置期間6ヶ月	設備資金：7年以内 据置期間6ヶ月 保証協会保証を要するものは5年以内「6ヶ月」 運転資金：5年以内 据置期間6ヶ月 保証協会保証を要するものは3年以内「6ヶ月」	5年以内 据置期間6ヶ月		
融資利率	2.5%	京都府融資制度一般事業資金(マル府一般)利率を準用	2.6%	3.0%	金融機関等が定める貸付利率に対して行う利子補給率(2.5%以内)を減じた利率とする ただし、当該利率は、京都府中小企業振興融資制度の事業資金を限度とする		
返済方法	均等または不均等返済	元金均等償還	均等返済	均等月賦返済	元金均等償還		
保証人担保	金融機関との相談により決定	金融機関が認める保証人1人以上、担保の求め必要に応じあり	保証協会保証付与(必要に応じて)	信用保証 原則として保証協会の保証必要 保証人 原則として連帯保証人1名以上 担保 無担保 事情に必要	保証人は、2人以上 必要に応じ担保又は京都信用保証協会の保証必要に応じあり		
融資条件等	町税等の滞納がない事業者	町税等の滞納がない事業者	町税等の滞納がない事業者	原則として町税等の完納者	町税の完納者であること		
預託金		融資実行額の20%を融資取扱金融機関に預託		金融機関と調整			
根拠条例等	峰山町商工業者不況対策特別融資要綱	大宮町中小企業経営安定化融資制度要綱	大宮町不況対策緊急融資要綱	網野町商工業振興融資制度要綱・細則	久美浜町小規模融資要綱		
13年度実績	34件 213,300,000円	0件	2件 2,000,000円	1件 5,000,000円	0件		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 29 商工観光事業の取り扱いについて	整理番号		専門部会名	商工観光部会
分類	1 商工事業の取扱い 金融制度	分科会名		商工分科会	
課 題			調 整 結 果		
<p>1 融資制度</p> <p>峰山町、大宮町、網野町、久美浜町で融資制度を持っている。 融資制度については、金融機関との調整が必要。</p>			<p>(案)</p> <p>1 融資制度</p> <p>合併時に一旦廃止し、新市に移行後、国府の融資制度に係る状況を見極めながら、実効性ある融資制度の検討を行う。 ただし、合併前に各町の制度により決定した融資については、新市に引継ぐ。</p>		
小委員会確認期日				協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19-29 商工観光事業の取扱い				整理番号		専門部会名	商工観光部会																																																										
分類	1 商工事業の取扱い 金融制度						分科会名	商工分科会																																																										
現 況																																																																		
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町																																																												
2 信用保証料補助制度	常設	常設	常設	不況対策	常設	常設	常設																																																											
制度名	峰山町信用保証料補給金交付制度	大宮町信用保証料補助金制度	網野町信用保証料補助金	網野町信用保証料補助金の特例	丹後町信用保証料補助金制度	弥栄町信用保証料補給金交付制度	久美浜町信用保証料補助金																																																											
支給対象者	町内に1年以上居住し、創業1年以上経過していること	町内に事業所を有する中小事業者で、1年以上居住していること	中小企業者及び組合	同左	町内に事業所を有する中小事業者で、1年以上居住している者	町内に在住し、事業所を有する中小事業者	小規模事業者組合(特に町長が認めるもの)																																																											
対象融資	限定なし	同左	京都府中小企業融資制度 網野町商工業振興融資制度	同左	京都府中小企業融資制度 京都府産地中小企業対策融資制度	京都府中小企業融資制度 政府系金融機関融資制度 その他機関融資制度	京都府中小企業融資制度																																																											
補助率	本則	<table border="1"> <thead> <tr> <th>融資額</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100万円以下</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>300万円以下</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>500万円以下</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table> <p>1,000万円以上は保証料の1,000万円相当額の30%</p>	融資額	補助率	100万円以下	100%	300万円以下	70%	500万円以下	50%	1,000万円以下	30%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>融資額</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100万円以下</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>200万円以下</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>300万円以下</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>400万円以下</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>500万円以下</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table>	融資額	補助率	100万円以下	50%	200万円以下	40%	300万円以下	30%	400万円以下	20%	500万円以下	10%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>融資額</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100万円以下</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>300万円以下</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>500万円以下</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>2,000万円以下</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2,000万円を越える場合は2,000万円以下として取扱い</p>	融資額	補助率	100万円以下	50%	300万円以下	40%	500万円以下	30%	2,000万円以下	20%	<p>網野町信用保証料補助金交付要綱の別表の補助率に1.5を乗じて得られた額</p>	<p>1件1,000万円を上限とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>融資額</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100万円以下</td> <td>80%以下</td> </tr> <tr> <td>300万円以下</td> <td>60%以下</td> </tr> <tr> <td>500万円以下</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>30%以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>1,000万円を超えるもの(1,000万円÷対象融資額)×30%以下</p>	融資額	補助率	100万円以下	80%以下	300万円以下	60%以下	500万円以下	40%以下	1,000万円以下	30%以下	<table border="1"> <thead> <tr> <th>融資額</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>350万円以下</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>当該年度において2以上の補給対象がある場合は、補給金の多い方1件限り</p>	融資額	補助率	350万円以下	50%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>融資額</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50万円以下</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>100万円以下</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>200万円以下</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>300万円以下</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>300万円以上</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table>	融資額	補助率	50万円以下	100%	100万円以下	50%	200万円以下	40%	300万円以下	30%	300万円以上	20%
	融資額	補助率																																																																
100万円以下	100%																																																																	
300万円以下	70%																																																																	
500万円以下	50%																																																																	
1,000万円以下	30%																																																																	
融資額	補助率																																																																	
100万円以下	50%																																																																	
200万円以下	40%																																																																	
300万円以下	30%																																																																	
400万円以下	20%																																																																	
500万円以下	10%																																																																	
融資額	補助率																																																																	
100万円以下	50%																																																																	
300万円以下	40%																																																																	
500万円以下	30%																																																																	
2,000万円以下	20%																																																																	
融資額	補助率																																																																	
100万円以下	80%以下																																																																	
300万円以下	60%以下																																																																	
500万円以下	40%以下																																																																	
1,000万円以下	30%以下																																																																	
融資額	補助率																																																																	
350万円以下	50%																																																																	
融資額	補助率																																																																	
50万円以下	100%																																																																	
100万円以下	50%																																																																	
200万円以下	40%																																																																	
300万円以下	30%																																																																	
300万円以上	20%																																																																	
附則		<p>平成13年度分以降は附則対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>融資額</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100万円以下</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>300万円以下</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>500万円以下</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table> <p>1,000万円超過の場合保証料の1千万円相当額の30%</p>	融資額	補助率	100万円以下	80%	300万円以下	60%	500万円以下	50%	1,000万円以下	30%	<p>中小企業経営強化特別融資の連鎖倒産防止資金を受け倒産関連企業者として町長の認定を受けた者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>融資額</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100万円以下</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>300万円以下</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>500万円以下</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>2,000万円以下</td> <td>40%</td> </tr> </tbody> </table>	融資額	補助率	100万円以下	100%	300万円以下	80%	500万円以下	60%	2,000万円以下	40%				<table border="1"> <thead> <tr> <th>融資額</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50万円以下</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>100万円以下</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td>200万円以下</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>300万円以下</td> <td>45%</td> </tr> <tr> <td>300万円以上</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成7年4月1日以降は附則対応</p>	融資額	補助率	50万円以下	100%	100万円以下	75%	200万円以下	60%	300万円以下	45%	300万円以上	30%																											
融資額	補助率																																																																	
100万円以下	80%																																																																	
300万円以下	60%																																																																	
500万円以下	50%																																																																	
1,000万円以下	30%																																																																	
融資額	補助率																																																																	
100万円以下	100%																																																																	
300万円以下	80%																																																																	
500万円以下	60%																																																																	
2,000万円以下	40%																																																																	
融資額	補助率																																																																	
50万円以下	100%																																																																	
100万円以下	75%																																																																	
200万円以下	60%																																																																	
300万円以下	45%																																																																	
300万円以上	30%																																																																	
13年度実績	108件 5,888,761円	47件 2,360,000円		29件 2,055,600円	68件 4,013,000円	3件 89,000円	43件 2,219,000円																																																											
根拠条例等	峰山町信用保証料補給金交付要綱	大宮町信用保証料補助金交付要綱	網野町信用保証料補助金交付要綱	網野町信用保証料補助金交付要綱の特例を定める要綱	丹後町信用保証料補助金交付要綱	弥栄町小規模事業者融資に対する保証料補給金交付要綱	久美浜町信用保証料補助金交付要綱																																																											

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 29 商工観光事業の取り扱いについて	整理番号		専門部会名	商工観光部会
分類	1 商工事業の取扱い 金融制度	分科会名		商工分科会	
課 題			調 整 結 果		
<p>2 信用保証料補助制度</p> <p>6町とも信用保証料補助制度を持っている。 補助内容に差異がある。</p>			<p>(案)</p> <p>2 信用保証料補助制度</p> <p>中小企業金融対策として必要な制度であり、新市において制度の一元化を図り実施する。 補助率等については、国府の融資制度に係る状況を勘案して決定する。</p>		
小委員会確認期日			協議会確認期日		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-29 商工観光事業の取扱い		整理番号		専門部会名	商工観光部会
分類	1 商工事業の取扱い 金融補制度		分科会名	商工分科会		
現 況						
項目	峰山町	大宮町	網野町			
3 利子補給制度	常設	常設	常設	不況対策		
制度名	峰山町中小企業経営安定対策利子補給制度	1 大宮町中小企業者等緊急利子補給制度 2 倒産関連企業防止にかかわる融資に対する利子補給制度	1 機業倒産関連特別融資利子補給金 2 網野町専業資金利子補給金 3 網野町店舗新築改善資金利子補給金 4 網野町機業設備改善資金利子補給金 5 網野町鉄工設備改善資金利子補給金 6 網野町高泊施設改善資金利子補給金	網野町不況対策利子補給金		
対象融資制度	府、政府系金融機関の融資制度及び金融安定化特別保証制度に基づく融資	1 府、政府系金融機関による融資制度、大宮町の融資制度 2 京都府融資制度のうちマル診制度に規定する連鎖倒産防止資金	1 京都府中小企業経営強化特別融資制度（連鎖倒産防止資金に限る）京都府中小企業振興融資制度（一般事業資金のうち連鎖倒産防止資金に限る）網野町商工業振興融資制度 2 限定なし 3～6 町内の金融機関 制度限定なし	1～5 既存の制度のとおり 6 京都府産地中小企業対策融資制度（設備・作業環境改善） 7 京都府産地中小企業対策融資制度（特別対策） 8 町長が認める制度 政府系金融機関 町内金融機関 京都府中小企業融資制度 網野町商工業振興融資制度		
対象資金	設備・運転	1 設備・運転 2 運転資金	1・2 設備・運転 3～6 設備	6 設備 7 設備・運転 8 織物業者及び織物関連業者 設備 網野町商工業振興融資制度 設備・運転		
対象融資限度額	製造業 運転資金 3,000万円 設備資金 8,000万円 製造業以外 運転資金 1,500万円 設備資金 6,500万円	1 特に定めなし 2 1,000万円	1 2,000万円 2 1,000万円 3 2,000万円 4 300万円 5 4,000万円 6 2,500万円	6 2,000万円 7 3,000万円 8 織物業者及び織物関連業者 1,000万円 500万円 2,000万円 500万円 2つ以上の融資の場合2,000万円（5除く）		
末端金利	1.8% 織物業・O-157対策・N号対策 1.7% 無担保無保証（緊急特小・同別枠）1.5%	1 1.0% 2 5.0%以上、6.5%以上は6.5%	1～2 3.5% 3～5 4.0% 6 1.5%	1～5 6～8 1.0% ただし8 町内金融機関 1.5%		
補助率	2.5% 補助限度額 1企業あたり100万円	1 2.0% 補助限度額 5万円（但し、町融資に係るもの別枠で5万円） 2 支払利息の2分の1相当額	1～2 3.0% 3 1.5% 4 1.0% 5 1.5% 6 3.0%	1・6・7 2.0% 2～5 3.0% 8 織物業者及び織物関連業者 3.0% 2.5% 3.0% 2.0%		
補給年数等	運転資金5年 設備資金7年	1 特に定めなし 2 1年間	1～6 利子支払い後3年間	同左		
根拠条例等	峰山町中小企業経営安定対策利子補給金交付要綱	1 大宮町中小企業者等緊急利子補給金交付要綱 2 倒産関連企業防止にかかわる融資に対する利子補給要綱	1 機業倒産関連特別融資利子補給金交付要綱 2 網野町専業資金利子補給要綱 3 網野町店舗新築等資金に係る利子補給要綱 4 網野町機業設備改善資金利子補給要綱 5 網野町鉄工設備改善資金利子補給要綱 6 網野町高泊施設改善資金利子補給要綱	網野町不況対策利子補給要綱		
13年度実績	247件 15,751,818円	1 207件 5,023,000円 2 0件	1～5 0件網野町不況対策利子補給要綱での対応 6 19件 2,813,069円	3 13件 965,540円 4 3件 42,236円 8 その他京都府中小企業融資制度 2件 48,491円		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 29 商工観光事業の取り扱いについて	整理番号		専門部会名	商工観光部会
分類	1 商工事業の取扱い 金融制度	分科会名		商工分科会	
課 題			調 整 結 果		
<p>3 利子補給制度</p> <p>6町とも利子補給制度を持っている。 補助内容に差異がある。</p>			<p>(案)</p> <p>3 利子補給制度</p> <p>中小企業金融対策として必要な制度であり、新市において制度の一元化を図り実施する。 補助率等については、国府の融資制度に係る状況を勘案して決定する。 ただし、合併前に各町の制度により、決定した利子補給については、補給期間の終了まで新市に引き継ぐ (補給期間の制限をしていない、大宮町においては、合併時までには補給期間を定めておくものとする。)</p>		
小委員会確認期日			協議会確認期日		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19-29 商工観光事業の取扱い		整理番号		専門部会名	商工観光部会
分類	1 商工事業の取扱い 金融補助		分科会名		商工分科会	
現 況						
項 目	丹 後 町		弥 栄 町		久 美 浜 町	
3 利子補給制度	常設		常設		常設	
制度名	1 丹後町中小企業経営安定基金融資利子補給制度 2 丹後町企業活性化対策利子補給金交付制度 3 経営強化特別資金融資利子補給金制度 4 丹後町事業転換対策資金融資利子補給金交付制度	丹後町不況対策緊急利子補給制度 常設の1～4の制度に加え 5 その他	1 弥栄町商工貯蓄共済還元資金に対する利子補給制度 2 弥栄町地域産業発展補助金交付制度	1 久美浜町開業資金利子補給補助金 2 久美浜町店舗・民商近代化利子補給補助金	1 久美浜町不況対策利子補給補助金 2 久美浜町経済環境等対応特別融資利子補給 3 久美浜町繊維物用繊維共同廃棄つなぎ融資利子補給制度	
対象融資制度	1 丹後町中小企業経営安定基金融資 2 京都府中小企業融資制度、政府系融資制度により町内金融機関から融資 3 京都府中小企業融資制度の経営強化特別対策融資制度「連鎖倒産防止資金」・「緊急経営支援資金」 4 町内金融機関から融資	常設1～4左記のとおり 5 丹後町企業活性化対策利子補給金交付制度及び経営強化特別資金融資利子補給金制度以外の京都府中小企業金融制度	1 商工会が斡旋した商工貯蓄共済還元資金の融資 2 府、政府系金融機関の融資制度、町内金融機関からの融資	1 制度規定なし 2 制度規定なし	1 京都府中小企業融資制度、久美浜町小規模融資制度及び政府系資金 2 京都府中小企業経済環境等対応特別融資制度及び中小企業倒産対策緊急融資制度による融資 3 丹後工業組合からのつなぎ融資制度	
対象資金	1 運転・設備 2 イ 設備近代化 □ 協同事業 3 イ連鎖倒産防止資金 □ 緊急経営支援資金 4 土地等取得及び造成工事の経費 工場・店舗等の建築、増改築又は改装工事経費 機械設備の経費（リース含）	常設1～4左記のとおり 5 運転	1 設備・運転 2 販売店舗 製造・販売店舗の新築及び改築	1 設備・運転 2 新築及び増改築、建物の付帯設備、業務用機器	1 設備投資 2 運転資金・設備 3 運転資金	
対象融資限度額	1 融資限度額出資金の5倍以内で最高500万円 2 イ5,000万円 □2,000万円 構成員500万円 3 イ5,000万円 □2,500万円 4 5,000万円	常設1～4左記のとおり 5 2,500万円	1 200万円 2 3,000万円	1 1,000万円 2 500万円	1 200万円 2 規定なし 3 規定なし	
末端金利	1 無し 2 4.5% 3イ 3.5% □ 4.5% 4 4.5%	1 2.5% 2 1.0% 3 1.0% 4 1.0% 5 1.0%		1 2.5% 2 2.0%	1 1.0% 2 規定なし 3 規定なし	
補助率	1 1.5% 2 2.0% 3イ 3.0% □ 2.0% 4 2.0%	1 2.5% 2 2.0% 3 2.0% 4 2.0% 5 2.0%	1 1,000分の5を乗じて得た額 2以上の補給対象がある場合は多い方1件 2 100分の2を乗じて得た額（補給金の多い1件のみ）	1 3.0% 2 2.0%	1 3.0%以内 2 5.5%以内 3 7.0%以内	
補給年数等	1 毎年 2～4 3年間	5 3年間	1 毎年 2 開始年度を含め3年間	1 借入後3年以内 2 当初の利子支払い開始後3年以内	1 4月1日～3月31日 2 融資を受けた日から1年以内 3 つなぎ融資を受けた日からその年度の末日	
根拠条例等	1丹後町中小企業経営安定基金協会融資利子補給金交付要綱 2丹後町企業活性化対策融資利子補給金交付要綱 3丹後町企業経営強化特別資金融資利子補給金交付要綱 4丹後町事業転換対策資金融資利子補給金交付要綱	丹後町不況対策緊急利子補給要綱	1弥栄町商工貯蓄共済還元資金に対する利子補給金交付要綱 2弥栄町地域産業発展補助金交付要綱	1 久美浜町開業資金利子補給金交付要綱 2 久美浜町店舗・民商近代化利子補給金交付要綱	1 久美浜町不況対策利子補給金交付要綱 2 久美浜町経済環境等対応特別融資利子補給金交付要綱 3 久美浜町繊維物用繊維共同廃棄つなぎ融資利子補給金交付要綱	
13年度実績	1 27件 135,000円 2 23件 1,135,000円 3 58件 1,631,000円 4 0件	56件 890,000円	1 7件 6,032円 2 0件	1 1件 38,000円 2 21件 1,151,000円	1 19件 630,000円 2 0件 3 0件	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 29 商工観光事業の取り扱いについて	整理番号		専門部会名	商工観光部会
分類	1 商工事業の取扱い 金融制度	分科会名		商工分科会	
課 題			調 整 結 果		
(つづき) 3 利子補給制度			(案) (つづき) 3 利子補給制度		
小委員会確認期日			協議会確認期日		